令和９・１０年度　大崎市入札参加資格審査申請要領（定期申請）

令和９・１０年度に大崎市（上下水道事業・病院事業・大崎地域広域行政事務組合を含む）が発注する工事又は製造の請負契約，物品調達等の契約及び設計・測量・調査等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする方は，本要領に基づき入札参加資格審査を申請してください。

なお，**令和７・８年度の定期登録及び令和８年度の追加登録の有効期限は令和９年３月３１日まで**ですので，既に登録されている方であっても，**令和９・１０年度の入札に参加するには新たに申請する必要があります。**

【重　　要】

今回の定期申請より，**原則として全て電子申請システムによる申請**となります。前回までの紙での申請とは申請方法・申請様式等が異なりますので，本要領を熟読いただき，受付期間内に手続きを完了してください。

１　申請の基本事項（期間・方法・利用料等）

（１）申請期間及び補正期間

【申請期間】

令和８年１２月７日（月）から令和９年１月１５日（金）まで

※上記の申請期間以外は，原則として業務区分，工種・業種及び部門を追加登録できません。

【補正期間（不備等の訂正期間）】

令和９年１月２５日（月）まで

※申請期間内に申請した書類に不備があり，「差し戻し（補正要求）」メールを受信した場合は，上記の補正期間までにすみやかに再申請を行ってください。

（２）審査基準日及び資格有効期限

【審査基準日】

令和９年１月１日

※審査基準日において「３　申請資格」を満たさない場合は登録できません。

【資格有効期間】

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）

（３）申請方法

インターネットを利用した電子申請となります。下記サイトにアクセスし，入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類をアップロードしてください。

BID-ENTRY入札参加審査申請システム（リンク先はこちら）

※書類をアップロードした日をもって「申請日」とします。提出書類のうち日付の記載がないものについては，申請日同日とみなします。

※システムは期間中 24 時間利用可能ですが，年末年始やメンテナンス等により一時的に利用できない場合があります。時間に余裕をもって手続きを行ってください。

（４）電子申請システム利用料

大崎圏域以外の申請者は，以下のとおり電子申請システム利用料の支払いが必要となります。

ア　大崎圏域の業者：無料

［対象］**大崎市，色麻町，加美町，涌谷町**及び**美里町**に本社（店）又は受任機関（支店・営業所等）を有する事業者

イ　大崎圏域以外の業者：１申請につき　１，９８０円（税込）

［対象］上記ア以外の事業者

※会社として大崎圏域内に事業所等を有する場合であっても，登録しようとする事業所等が大崎圏域外の事業所等である場合には「大崎圏域以外の業者」となります。

※下記の各業務区分ごとに１申請となります（例：「建設工事」と「物品調達・管理業務」に申請する場合は２申請となり，システム利用料は３，９６０円（税込）となります）。

※支払方法等の詳細については，市ウェブサイトよりご確認ください。

２　申請業務区分及び提出書類

（１）申請業務区分：**３区分**

ア　建設工事

※大崎市が発注する建設工事を受注しようとする方

［工種］土木一式，建築一式，管，舗装　等

イ　建設関連業務

※大崎市が発注する測量，設計及び調査等の業務を受注しようとする方

［業種：部門］建築関係建設コンサルタント：建築一般，意匠，構造　等

土木関係建設コンサルタント：河川，道路，下水道　等

ウ　物品調達・管理業務

※大崎市が発注する物品の調達又は役務提供等の業務を受注しようとする方

［業種：部門］（物品調達）文具・事務機器：文房具，事務機器，印刷機　等

リース：パソコン，自動車，医療器具　等

（管理業務）建物等の清掃：建物清掃，貯水槽，害虫駆除　等

施設等の保守管理：エレベーター，空調設備，電気保安　等

（２）申請に必要な提出書類等

申請書及び各種提出書類の様式は，市ウェブサイトからダウンロードしてください。

大崎市ウェブサイト（リンク先はこちら）

※複数の業務区分に申請する場合は，各業務区分ごとに作成して提出してください。

※事業協同組合等により申請する場合は，必要書類一覧に掲げる書類に加えて「役員名簿」，「組合員名簿」及び「官公需適格組合の証明書等（該当する場合）」を提出してください。

３　申請資格

（１）すべての申請者に共通する要件

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４（同令第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用される場合を含む。）第 1 項の規定により入札に参加させることができない者でないこと。

イ　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定により入札に参加させないこととされている期間を経過していない者でないこと。

ウ　国税及び地方税を完納していること。

エ　営業に関し許可又は認可等を必要とする場合は，これらを受けている者であること。

オ　前各号に掲げる者のほか，市長が特に不適格と認める者でないこと。

（２）業務区分ごとの要件及び留意事項

【建設工事】

ア　建設工事の申請を希望する方は，上記（１）に加えて次の要件を満たす必要があります。

①　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定により建設業の許可を受けていること。

②　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条，厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。

③　建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け，同法第 27 条の 29 第 1 項に規定する「総合評定値（Ｐ）」の通知を受けていること

※　**審査基準日は令和７年９月以降の最新のもの**であること。

イ　社会保険等への加入状況の確認方法

健康保険，厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）への加入義務がある建設業者については，社会保険等に加入していることが申請の要件となります。

社会保険等への加入状況については，「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「その他の審査項目（社会性等）」のうち，「雇用保険加入の有無」，「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の記載内容により確認するものとし，次の①又は②に該当する場合に申請することができます。

①　項目がいずれも「**有**」又は「**除外**」であること。

②　当該**項目がない**こと（令和８年７月１日以降に経営事項審査を申請したもの）。

上記①のうち，当該項目がひとつでも「無」となっている場合は，以下の「社会保険等の加入状況が確認できる書類」を提出いただき，加入が確認できた場合に限り申請を認めます。（書類の提出がない場合や加入が確認出来ない場合は申請を受理しません。）

【社会保険等の加入状況が確認できる書類】

〇健康保険，厚生年金保険

「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」，「納付書・領収証書」の写し等

〇雇用保険

「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」，「納付書・領収書」の写し等

ウ　登録可能な工種

「総合評定値（Ｐ）」を取得している工種のみ登録可能です。受任機関の場合は，建設業許可において当該支店等が「営業しようとする建設業」として登録している工種に限ります。

エ　「舗装（アスファルト）工事」への登録

舗装工事のうち，「舗装（アスファルト）工事」については，自社施工できる体制を有している場合のみ登録可能です。当該工種に申請する場合は「舗装関係職員等届出書，舗装技術者実務経験調書，機械調書」を提出してください。

【建設関連業務】

建設関連業務の申請を希望する方は，それぞれの業種ごとに（１）に加えて次の要件を満たす必要があります。

※以下の法令等により許可・登録されている業種及び部門のみ登録可能です。

①　測量

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による登録

※契約先の本社（店）又は受任機関に測量士が配置されていること。

②　建築関係建設コンサルタント

建築士法第 23 条（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による一級建築士事務所の登録

※契約先の本社（店）又は受任機関が所在する都道府県において登録を受けていること。

③　土木関係建設コンサルタント

建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第５条の規定による登録

④　補償コンサルタント

補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第５条の規定による登録

⑤　地質調査

地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第５条の規定による登録

⑥　土地家屋調査

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）による土地家屋調査士の登録

※契約先が法で定める調査士，調査士法人及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会のいずれかであること。

⑦　不動産鑑定

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）による不動産鑑定士の登録

※契約先の本社（店）又は受任機関が所在する都道府県において不動産鑑定業者の登録（２以上の都道府県に設ける場合は国の登録）を受けていること。

【物品調達・管理業務】

登録を希望する業種・部門のうち，業を営むうえで許認可・登録等が必要なものについては，その資格を有していること。

４　受任機関（委任先）の設置について

入札・契約等に係る一切の権限を本社（店）から支店や営業所等（受任機関）に委任することができます。この場合，当該受任機関が本市との契約の相手方となります。

受任機関を設置する場合は，申請書の「B．契約する営業所情報」に委任先の情報を入力し，「委任状」等の必要書類を提出してください。

（１）建設工事における受任機関の要件

建設工事において受任機関を設置する場合は，次のア，イを満たす必要があります。

ア　建設業の許可申請書に記載のある支店等であること。

イ　市内に受任機関を設置する場合は，本市以外に主たる営業所（本社（店）等）を置くものであって，本市に許可営業所などの常時契約を締結する事務所を有していること（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第７条第２号）。

（２）大崎市内に受任機関を設置する場合の要件

市内に受任機関を設置する場合は，次のア，イを満たすとともに「市内支店・営業所等調書」の提出が必要です。

ア　登録しようとする事務所等が，以下の権限の一切を有していること。

①　入札及び見積に関する権限
②　契約の締結及び履行に関する権限
③　入札保証金及び契約保証金の納付及び受領に関する権限
④　代金の請求及び受領に関する権限
⑤　復代理人の選任に関する権限

イ　当該事務所等が，以下の要件を満たしていること。

①　事務所の形態
・自社又は賃貸借による建物であること。
・会社役員，社員又は他の者が住居している専用住宅ではないこと。
・兼用住宅の場合は，事務所の機能を有する部分が住居部分と完全に分離していること。
（例：住居とは別に事務所専用の入口がある等）

②　事務所の設備
・自社の看板を設置していること。
・自社専用の固定電話及びファックスを常設していること。
・事務机等の什器備品を備えていること。

③　事務所の体制
・直接雇用関係にある職員が配置され，常時連絡がとれる体制であること。

※認定要件を満たしているか疑わしい場合は実態調査を行うことがあります。調査に協力しない場合や市の指導に従わない場合は，受任機関として認めません。

5　審査結果の通知等

（１）資格審査及び等級区分の決定

申請内容及び建設工事の等級区分については，以下の規程に基づき審査・決定します。

・大崎市建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程

・大崎市建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程

・大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程

（２）審査結果の通知

審査結果については，システムから**メールにより通知**します。

また，今回の申請より**紙の登録通知書は送付いたしません。**登録通知書に代わるものとして，電子申請システムから「**受付書**」が印刷できます。メール確認後に印刷・保管してください。

なお，審査後の登録内容については，後日市ウェブサイトにて公表する入札参加資格者名簿よりご確認ください。

6　入札参加資格の取り消し等

（１）入札参加資格者が地方自治法施行令第 167 条の４（同令第 167 条の 11 の規定により準用される場合を含む）に該当するときは，その方の資格を取り消すものとします。

（２）入札参加資格審査申請書の記載事項に変更が生じた場合の手続きについて，定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず，変更の届出をしないときは，その方の資格を取り消すことができるものとします。

（３）上記により資格を取り消したときは，その方を資格者名簿から抹消するものとします。

7　問い合せ先

（１）申請手続・提出書類等に関すること

大崎市総務部財政課　入札契約担当

住所：〒989-6188　宮城県大崎市古川七日町１番１号

電話：0229-23-5177（直通）　FAX：0229-23-9979

Ｅメール：zaisei@city.osaki.miyagi.jp

※お問い合わせは，土日祝日を除く平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

（２）電子申請システム全般・システム利用料の支払方法に関すること

ミラ株式会社　本社（BID-ENTRY サポート窓口）

電話：088-687-3450

※お問い合わせは，土日祝日を除く平日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（正午から午後１時までを除く）となります。

※パソコンや機器の基本操作や環境外でのご利用についてのサポートは行っていません。